

処分等の種類		免許取消
事実発生年月日		—
事実探知の動機		事務所調査
聴聞年月日		—
処分等年月日		平成29年11月2日
適用条項又は該当条項		法第67条第1項
処分等の根拠条項		法第67条第1項
被 処 分 者	商号又は名称	シイノキ住宅株式会社
	代表者	椎木 順市
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事（9）第1289号 平成20年1月20日
	主たる事務所の所在地	湖南市吉永223番地131
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法67条第1項の規定に基づき、平成29年7月5日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格 あり／なし）</li> <li>・ 代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格 あり／なし）</li> <li>・ 一般セールスマン（宅建士資格 あり／なし）</li> </ul>	